

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成20年度
条 例 名	主要農作物種子法の実施に関する条例		
条 例 番 号	昭和27年神奈川県条例第49号	法 規 集	第9編第1章第8節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農業振興課		
条 例 の 概 要	主要農作物種子法に基づき県が行う種子生産ほ場の指定及び審査に必要な事項について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な条 例か。〕	主要農作物種子法の規定により、種子生産ほ場の指定（第3条）、ほ場審査と種子審査(第4条)及び審査証明書の交付(第5条)は都道府県が行うこととされており、必要な条例である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。〕	毎年、ほ場審査と種子審査を受けた良質な主要農産物（主に水稻）種子の供給が実施されており、有効に機能している。	<種子審査実績（合格）> H18：30,520 kg H19：29,180 kg H20：31,940 kg
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。〕	種子ほ場の指定及び審査証明の発行は地域県政総合センター等が、ほ場及び種子審査は農業技術センターが、それぞれ役割分担して実施しており、効率的に運用されている。	<平成20年度実績> 種子ほ場指定：74筆 ほ場審査：962a 種子審査：32,400 kg うち合格：31,940 kg 審査証明発行：1,597件
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。〕	主要農作物種子法に基づき、その実施に必要な事項を定めたものであって、主要農産物の優良な種子を確保するという県の基本的な方針に適合している。	
	適法性 〔 憲法、法令 に抵触し ないか。〕	主要農作物種子法に基づき、その実施に必要な事項を定めたものであり、憲法、法令には抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>